

令和3年9月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、9番 岡崎委員、11番 矢次委員
をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第63号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第63号第1項について説明いたします。議案は、
2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

9月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さ
ん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約600m、●●●、地目は登記・
現況ともに畑、面積1,150㎡外2筆で、合計で2,621㎡で
す。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は33,204㎡です。
権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●沿いの農地でございます。こちら●●
●がありますが、そのすぐ側でございます。もっと向こうの方に行
くと●●●があるところですが、こちら農地が3ヶ所あるのですが、
こちらとこちらには、上にはビニールハウスが建っておりまして、
こちらは何も建っていない状態でございます。ビニールハウスごと売
買されると聞いております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢により耕作が困難
になり、後継者もいないために譲り渡しを考えられ、譲受人の●●
●さんは以前から規模拡大を考えられていたため、●●●さんから

の申出を了承され、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は7年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、奥様が200日となっております。

営農計画ですが、申請地では、各種施設野菜、露地野菜、果樹を栽培されるご予定とのことです。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、管理機3台、乗用草刈り機1台、手押し草刈り機1台、刈払い機4台、軽トラック1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有されているとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第15番 それでは補足説明をさせていただきます。9月2日に、●●●委員、●●●推進委員、私と、事務局の方3名とで現地に参りまして、申請人の●●●さんと行政書士さん立会いのもと、確認をいたしました。内容については事務局から説明があったとおりでございますが、元々の譲渡人である●●●さんが、高齢で体調を壊したということもあって、●●●さんが譲り受けてもっと農業をしたいというお話しに納得されて、譲り渡しを決断されたようでございます。まいりましたら申請地にはビニールハウスが6棟建っております、元々●●●さんが、そこで「たまげなす」を栽培しておられたということでございました。●●●さんは、若くて現在頑張っている農業をされておられる、若手のいちご農家で有名な方ですが、譲り受けられてキュウリ、ナスなどをハウスで植えて、ビニールハウスがないところについては、ピーマンを植えようと考えているという話をされておられました。将来の萩市の農業を担う●●●さんが農地を譲り受けられて、しっかり農地を維持していただけるということは、喜ばしいことだなという風に感じました。特に問題はなく、是非頑張ってもらいたいという印象を持ちました。どうぞ問題ございませんので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 丁寧な説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

事務局 次の第2項は、●●●会長の親族に関する案件になります。●●●
●●●会長さんにつきましては「議事規則第11条」により、一度退席
をお願いして、議長は●●●会長職務代理をお願いいたします。

(●●●会長から●●●職務代理へ議長交代)

(●●●会長退席)

●●●職務代理 それでは●●●会長に代わりまして職務代理の●●●が、第2項
の議事進行をいたします。よろしくをお願いします。
事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。説明の前に議案の訂正
をお願い致します。2項の権利の種類のところは所有権(売買)と
なっておりますが売買ではなく贈与になります。訂正してお詫び申
し上げます。申し訳ございませんでした。

では第2項の説明をさせていただきます。議案は2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局、●●●
●●●会長とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約2.5km、●●●、地目は登記・
現況ともに田、面積302㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、
耕作面積は66,162㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲
渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●会長のご自宅のすぐそばになります。ここに●●●会長のご自宅がございまして、そのそばの三角形の農地が申請地になります。ここに道路が通ってございまして、こちらに公会堂があつて、申請地がこちらになっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいで、遠隔地のため管理が難しく、譲受人の●●●さんはご自宅が申請地のすぐそばにあり、●●●さんに保全管理を依頼されていたため、今回●●●さんから譲り渡したいとの申し出を了承され、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は22年です。年間農作業従事日数は、ご本人が260日、お父様が260日、お母さまが180日となっております。

次に営農計画ですが、こちらには水稻の作付けをされるご予定とのことです。

農機具の保有状況ですがトラクター4台、管理機2台、草刈り機3台、自走式草刈り機2台、田植え機1台、コンバイン1台、籾摺り機1台、選別機1台、軽トラック1台、トラック1台を所有されております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●●●職務代理

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

●●●職務代理

はい、●●●委員お願いします。

第10番

9月2日、●●●会長、そして事務局2名、●●●推進委員、そして私の5名で現地確認をしております。●●●さんは●●●会長さんとは親子関係でございまして。●●●さんは、農家の後継者として、また、自分の志をもってずっと農業に従事してこられた方です。これからも農業に熱心にかかわっていかれる方と思っておりますし、地元の●●●地区にとっても、若手農業者としてますます期待できる方と思っております。●●●さん同様、頑張っておられる方です。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●●●職務代理

ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

●●●職務代理

ないようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

●●●職務代理

全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(●●●職務代理から●●●会長へ議長交代)

議 長

それでは続きまして、第3項の説明をお願いします。

事 務 局

第3項と次のページにございます第4項に関しましては、●●●の農地売買等事業に基づく売買になります。

農地売買等事業は、●●●が規模縮小農家等から農用地等を買入れて、認定農業者等へ売り渡す事業です。●●●を通して売買することで、売り手は譲渡所得税の800万円までの特別控除が受けられ、買い手は登記をする際にかかる登録免許税と、不動産を取得することでかかる不動産取得税の減免を受けることができます。また、法務局での所有権移転登記の手続きも公社の方でやってもらえるという制度になっております。

それでは第3項について説明いたします。議案は3ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月21日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局、●●●の担当者の方とで、現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約5km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積2,063㎡外3筆で、合計で8,470㎡です。

譲受人は●●●の●●●で、耕作面積は669,590㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●で、元の所有者は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●のすぐ近くのところになります。地図上には写っていませんがここに●●●の建物がございまして、この道が県道でこのまま下っていくと、●●●の方へ向かう道です。

申請の理由ですが、●●●さんは県外にお住まいのため管理が難

しく、あっせんの申出をされ、譲受人の●●●さんは経営規模拡大のために農地売買等事業により取得することとなり、本申請に至ったものです。

譲受人の●●●は、農地所有適格法人で、令和元年10月15日からは認定農業者にもなっています。●●●、●●●、●●●、●●●に農地を保有し、すでにみなさんご存知のとおり、●●●周辺で、オリーブ事業を実施されており、今回は追加の農地取得となります。

農業従事日数は、役員4名で延べ730日、雇用が6名で延べ250日、雇用については、4名増員の予定です

営農計画ですが、オリーブの栽培を行う予定とのことです。

農機具の保有状況ですが、軽トラダンプ1台、3tダンプ2台、トラクター1台、フレールモア1台、ハンマーナイフモア1台、コンボ1台、クサカルゴン1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきましては、今事務局が申された説明で充分です。オリーブは何年か前からやられている事業ですが、わたしも年に何回か上がるのですが、いつも草刈りをしていてきれいに管理されていて、前の●●●がやっていたころと雲泥の差があっていつも感心して帰るところなんですが、一日でも早くオリーブの実がなることを願っておるところでございます。皆さん、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議長 ●●●委員。

第15番 今、きれいにオリーブを植えてらっしゃると思いますが、あの図

でいうと、どのあたりをやっておられるのですか。

オリーブの栽培を全体のどの辺りくらいまで、されているのか、分かれば教えてください。

事務局 お答えいたします。今大体、この辺り。●●●のかかなりの農地を●●●さんが買われてやってらっしゃるのですが、この辺りやこの辺りなど、あとここですかね。

事務局長 ええとですね。●●●の圃場整備された面積が確か、80ヘクタールくらいあったと思います。その内のもう62ヘクタールを●●●さんが所有されていて、一部このあたりで畑をされている個人農家さん、認定農業者さん、●●●推進委員さんなど個人でやっておられる農家さんがいらっしゃいますが、●●●の大部分が●●●さんの農地となっています。以上でございます。

第15番 ありがとうございます。

議長 ●●●委員は行ったことがないのですか。

第15番 まだないんです。今度女性のブロック研修会があつて、そこではじめて行くので、楽しみにしております。

議長 ぜひ、行ってみてください。

今の●●●ですけど、●●●の方で、農業をやっておるということで、4、5年前でございますが、●●●へ来るという話がございまして、もちろんそのときには、相手がどういう転用をしているのか全くわからんまんまで、県の普及所、農業部に情報をもらったりしながら調べていったんですが、結局よくわからんから見に行こうということで、●●●、ここが国の事業で柑橘のパイロット事業が過去行われていたそうですけど、そこが非常に荒廃しておりまして、そこをなんとかしようということで、県が企業、会社ですね、会社に入植を打診してその時に●●●も、ここへ行こうということで、モデルケースにしようということが、耳に入りましたものですから、こちらからそこを見に参りました。にわかに行つたものですから、大騒動で草を刈って体裁を整えてるんじやろうという風な思いで参りましたが、きれいに管理されて、ぼつぼつ実もなりだすという状況の中で、中に昔の柑橘、みかんがちょっと残っておりましてけど、非常に良く管理がされていまして、結局、萩市の農業委員会としても●●●の農地の取得を認めようということで今に至っており

ます。

●●●ですが、非常に良く管理がされています。それと地元との調和ですね。責任者の方も含めその辺りのことも気を使ってもらっています。ですから数名の方がこの●●●の中で野菜等を作っておられますが、一番心配したのが、地元の中で上手くやっけて行くかなということでしたが、そういう心配も全くないようで、今のところ順調に進んでいて、近々一部収穫を迎えるという状況になっております。今全部で何ヘクタールくらいやっけておるのですか。

30か40くらいですか。

事務局 他のもう一つの県でもやっけておられるので、それを全部あわせると、669, 590㎡です。

議長 ●●●では約30から40ヘクタールは植栽されていると思います。是非、見てください。

ほかに質疑はございませんか。

(●●●委員が挙手)

議長 ●●●委員。

第9番 わたしも無礼な言い方かもしれませんが、●●●の耕作面積ですね。耕作面積が613, 706と今なっておりますけれども、実際今どのくらいに、正式にはどの程度の耕作面積があるのか、そしてさきほど66万なんかと言われましたが、ちょっと聞き取れませんでしたのでその確認と、●●●さんと譲渡人と言われましたが●●●さんでいいのですか。

事務局 はい。回答いたします。まず、さっきの譲渡人ですが、この農地売買事業は元々の所有者さんと●●●さん、買われる方がいらっしゃいまして、元々の所有者さんからいったん、●●●が農地を買い上げて、それを新しい作り手の方へお渡しするという形になっております。なので、今現在の所有者は●●●ですが、それだけの説明だとわかりづらいかなと思ったので、今回元々の所有者さんの名前も出させていただいたのですが、今現在の所有者は●●●となっております。

耕作面積ですが、今議案の方に載っている面積613, 706㎡こちらが、萩市に●●●さんが●●●に耕作をされている耕作面積がこちらになります。先ほど申し上げた耕作面積669, 590㎡

というのが、萩市以外に●●●の●●●、●●●の●●●、●●●の●●●に農地がございますので、それを全部あわせた耕作面積が669,590㎡になります。わかりづらくて大変申し訳ございませんでした。

第 9 番 それは構いませんが、ここに書かれている耕作面積がどれを記載しているか分かればそれでいいとちょっと思ったので、あくまでも書かれている613,706㎡が萩市分の耕作面積ということですね。ありがとうございます。

事務局 そうですね。本来でしたら会社として耕作されている面積が他の市とあわせた面積になりますので、議案のほうにも他の県の面積も含めたものを記載するべきだったと思いますので、今からで申し訳ございませんが、議案の耕作面積を669,590㎡に訂正していただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございませんでした。

事務局長 ●●●委員さんのご指摘のありましたとおり、本来耕作面積は他市町村の面積も含めるべきだったんですけども、ちょっと自分の判断でこのたび、萩市内の農地の面積のみのほうが分かりやすいかと思ってこの数字で議案を作成いたしました。ここに萩市分のみという記載をしておればもう少し分かりやすかったかなと思います。ご迷惑をおかけしました。大変申し訳ございません。

議 長 よろしゅうございますか。ほかにございませんか。
それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第4項は、●●●委員さんご自身に関する案件になります。●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規程により、議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

(●●●委員さん退席)

議 長 それでは第4項の説明をお願いします。

事務局

それでは第4項について説明いたします。次の3ページをご覧ください。さきほどに続きまして、●●●を通じた売買でございます。

(スクリーンに位置図を表示)

こちら、7月21日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局、●●●の担当者の方とで、現地確認を行いました。

申請地は、●●●支所から北西へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,225㎡外3筆、合計で3,522㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は56,309.45㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●で、元の所有者は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●の●●●という山がこちらにございまして、その山を囲むかたちで県道●●●号がここを通っています。こちらにずっと行くと●●●さんのご自宅がございまして、こちら側に車で3分くらい行くと●●●さんのお宅です。●●●がこちらに流れていまして、申請地がこちらの4筆になります。ちなみにこの辺りに●●●さんの娘さんが所有されている畑がありまして、こちらが今作ってらっしゃる畑になります。

申請の理由ですが、●●●さんは県外にお住まいのため管理が難しく、あっせんの申出をされ、譲受人の●●●さんは、経営規模拡大のために農地売買等事業により取得することとなり、本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は41年です。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、奥様が200日、娘さんが150日、娘さんの旦那さんが20日となっております。

営農計画ですが、水稻を作付けされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台、草刈り機1台、乾燥機1台、米調整機械一式、トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

議長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局長 本日、●●●委員さん欠席のため、事務局から説明させていただきます。申請地につきましては、7月21日、●●●にて、●●●に係るあっせん会議を行った後、●●●の方3名と●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は水稻作付の予定で、●●●委員さん、娘さんは●●●地区の専業農家として十分な実績を上げておられ、このたび規模拡大のため申請地を買い受けされるものです。申請地の近隣に、昨年娘さん名義で取得された約6反の農地がございますが、当時は荒廃していましたが現在は開墾され、農地が立派に再生されております。再生された農地と今回の申請地とを併せて今後も耕作されるとのことですので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案64号第1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局2名で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西6.75kmに位置し、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地にある農地で、過去に公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団農地ですが、9月13日付けで除外手続きが完了しましたので、除外後は

第2種農地となります。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況とも田、面積133㎡です。申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は602.21㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、このたび、子供の成長に伴い既存の駐車場が手狭となったため、家の前の農地を埋め上げて自己用駐車場（1台）及び車庫（2台）の建設及び自宅の前の農家住宅敷地を拡張し庭木等を植えるスペースを確保するものであり適当です。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側は一体利用地の宅地、西側は宅地及び保安林、東側は道路及び田に接していますが、こちらは所有者の田であり問題ありません。

（スクリーンに配置図を表示）

次に土地利用計画図ですが、家の前の細長い部分が敷地拡張部分、田の横が自己用駐車場1台分のスペース、隣が車庫（2台分）のスペースです。一体利用地の既存の宅地部分に駐車してある1台と合わせて、計4台の車の所有となります。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透させ、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画ですが、1mの盛土を行い整地しますが、田との境界に1mのコンクリート擁壁を設置するため、土砂等の流出のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 3 番 この件につきまして、8月6日に事務局の方2名と●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と現地調査をいたしました。内容については、事務局の説明のとおりでございます。

●●●さんのお宅は、現在、母、奥さん、子どもと5人で暮らさ

れておりますが、子どもの成長に合わせて車の台数も4台に増えたようですが、駐車スペースが家の前の狭い宅地部分しかなく、溢れた車は野ざらしの路上駐車となっていたそうです。また、先に入れた奥の車を出す際には、全部の車を動かさないと出せないなど非常に不便な状態でありましたので、このたび、思い切って、家のすぐ前の農地の一部を埋立て、車庫と駐車場スペースを設けられるそうです。

それと、自宅の前の庭の部分も狭かったため、このたびの車庫の建設にあわせて、住宅敷地も拡張して、庭木を植えたりするスペースを整備するというものです。

埋立てされる面積も必要最小限となっておりますので、なんら問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ2.2kmに位置し、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地にある公共投資の対象となっていない農地ではありますが、先ほどと同じく9月13日付けで除外手続きが完了しましたので、除外後は第2種農地となります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は302㎡、外

2筆で、合計面積は654㎡。申請地と山林部分の一体利用地400㎡を含めた合計面積は1,054㎡です。

申請者は、●●●の農業者の●●●さんで、転用目的は、クヌギ及びコナラ計200本の植林です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、3筆ございますが、それぞれの農地が申請者の山林、水路、道に囲まれており隣接農地はございません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、申請地及び申請地に隣接する一体利用地の山林にクヌギとコナラ、計200本を植林される計画であり適当です。

用排水計画ですが、植林のため、雨水は自然流下で、地下浸透し、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画は、こちらも、造成や整地は行わず、土砂の流出のおそれはなく適当です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、8月6日に事務局の方2名と●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と現地調査をいたしました。内容については、事務局の説明のとおりでございます。

申請地は、国道●●●号線から500mぐらい入ったところにある周囲を山林に囲まれた孤立した小規模な農地でございます。

申請地は、長年の生産調整や自己保全により、既に水路なども獣害により壊れ、また大きい機械も使えないような農地のため、クヌギ・コナラを植林され、椎茸のホダギや薪の収穫を目指していかれるそうです。

今回植林される隣接地は、申請者の●●●さんの山林であるため、なんら問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

いたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第65号第1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西970mに位置し、第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた第3種農地です。国道●●●号線沿いのこちら、●●●や●●●がありますその通りの部分になっております。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積628㎡外1筆、合計面積1,163㎡です。申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は1,726.62㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●が●●●相続財産管理人である●●●の●●●弁護士で、●●●は●●●の●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、土木工事、建築工事の請負・施工及び管理事業を営む●●●さんは、●●●の事業所から南に1.5kmの場所に869㎡の資材置場を所有し、車両16台、コンクリート製品(80㎡)、砂利、真砂土を保管しておりますが、受注工事の増加に伴い既存の資材置場が手狭になったため、既存の土地を売却し、国道●

●●●号線添いで大型車両が進入可能な申請地に駐車場（16台分）及び資材置場を整備するものであり適当です。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側、東側は宅地、西側は水路を挟んで宅地、南側も一体利用地の宅地に接しており隣接農地はありません。

（スクリーンに配置図を表示）

次に土地利用計画図ですが、一体利用地に進入路を設け、60番2に業務用トラック、従業員用の駐車場等16台分 200㎡、52番に砂利（36㎡）、真砂土（36㎡）、コンクリート製品（80㎡）の資材置場を設けます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で既存側溝へ流入させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみを行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第9番 この件につきまして、9月2日、●●●推進委員、●●●委員、そして事務局と私で現地調査をいたしました。内容につきましては事務局からの説明があったとおりでございます。詳しく説明されて後の追加はございませんけども、実を言いますと、この●●●のこの地図でいうと、上側の●●●、黄色い部分とその北側の緑で塗った部分●●●ですね、これについては昨年、現況証明でできるかできないかという相談がありまして、現地を見に行っております。その時に家の裏側でこのたびは両方、●●●、これも出ておりますが、このときは●●●でとなりにもまだ農地になっておりますが、農地が残っており、実際には砂利が敷いてありますが、盛り土という状況で、荒れているかと言えば、利用できないような柑橘の状況になっておりまして、しかしまだこれは荒地、荒廃地と見るのは無理

だなどいうことで、前に家がある関係で空き家バンクに登録してこれを利用できないかということ、努力してくださいということ、一度お返しをしました。そして今年になってこれが今のような状況で●●●が購入ということ、売買が成立するということになりました。残りの●●●も下が西なんです、これで言うと今の下のほうに水路がありまして、水路がきちんとされているので、これを一緒に売買の所有権の申請が出たということ、この一体がほとんど農地がなくなってしまうので寂しいのですが、荒れるよりはいいんじゃないかということ、現地調査をした皆さんも安心したということ、長くなりましたがすみません。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 詳しい説明をありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

9月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで地調査を行いました。

申請地は、●●●から東北東1kmに位置し、過去に公共投資の対象となっていない、生産性の低い小集団の農地で第2種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は94㎡です。こちらが市道●●●線の道路沿いになります。

借受人は、●●●の●●●さんで、所有者の貸付人は●●●の●●●さんで、●●●さんは、●●●さんの娘婿になります。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが申請地を使用貸借し、自己用住宅（1棟）及び駐車場（2台分）整備するものであり適当です。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側は宅地、東側は貸付人の分筆後の畑、南側は一体利用地の宅地、東側は道路に面しており問題ありません。

（スクリーンに配置図を表示）

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、敷地面積は382.28㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしています。申請建物は、木造瓦葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積120.05㎡で、建ぺい率は31.4%で、22%以上の基準を満たしており適当です。

用排水計画は、雨水は自然流下で、地下浸透。汚水は合併浄化槽から既存排水管に流下させるため適当です。

被害防除計画ですが、山ずりを50cm盛土により敷均しを行うため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 この件につきまして、9月2日に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、現地確認をしております。●●●さんはここに古い民家があったわけですが、それに住まわれておられましたけども、子供さんもだんだん大きくなるということで、建て替えにあたるということで、建て替えには若干面積が少ないということもありまして、先ほど話しがありましたように、●●●さん、義理のお母さんになります。そこから農地の一部を借りて、自宅を建設することになったわけでございます。隣接農地というのは、親にあたる●●●さんが持つておられる以外には周りにないということで何ら問題はないということですので、ご審議のほど、よろしくお願ひい

たします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

8月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北北東に1.28kmに位置する、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地にある公共投資の対象となっていない農地ですが、9月13日付けで除外手続きが完了しましたので、除外後は第2種農地となります。場所としてはこちらが●●●道路で、●●●の方に向かう国道●●●号線のすぐそばとなっております。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は842㎡です。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、●●●さんは、従業員20人、会社業務車両8台所有されておられますが、近年県内・島根県内はもとより関東関西の顧客が増加し、従業員用の駐車場も増加予定で、現在の駐車場では手狭であるため事務所の隣接地である申請地に新たに駐車場13台分を造成される計画であり適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は河川、北側と東側は道路、南側は宅地に囲まれた農地であり隣接農地はありません。なお、東側に所有者が建設省で登記・地目が畑の土地がございますが、現況は道路用地であり問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの図面のとおり、会社業務用車両、従業員用駐車場として13台分(3m×6mの計234㎡)を造成されます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画ですが、造成や地盤改良は行わず、現状のまま地ならしを行うため土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 この件につきましては、8月6日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と、私、行政書士さんで、現地調査を行いました。内容につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりでございますのであまり言うことはございませんが、土地の所有者の●●●さんは現在、●●●に住んでおられまして、●●●の自宅は空き家でございます。ここの農地は国道●●●号線に面しておりますけれども、私の目の黒いうちに、畑になったことは一回もなく雑地でございます。このたび、購入者の●●●さんが買われるということで、●●●さんはだんだんお客さんが多くなって、来客用の駐車場がなくて困っていたということで、●●●さんの土地を購入して駐車場として使われるということで、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、続いて第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

9月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西990mに位置し、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は226㎡です。こちらが●●●の方からずっと●●●の方に入っていく途中のあたりです。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、現在地域おこし協力隊で将来観光農園の運営を計画されておられる●●●さんが、高齢と病弱・遠隔地居住のため農地の管理が出来ない所有者から申請地を買い受け、水稻や野菜などの農作業が体験できる観光農園用の来客用兼事業用駐車場(6台分)を造成するものであり適当です。

こちらは、●●●さんが観光農園事業を行うにあたり、建物の周りに車を駐車するスペースが無いため、観光農園の隣接地に駐車場を設けるものです。

なお、7月の総会において、農用地区域からの除外の意見書交付について議題に上げましたが、転用目的が観光農園駐車場ということで、県の方で市民農園関係施設として取り扱うこととなり、農用地区域から除外せずに用途区分の変更扱いとなりましたので、農用地区域内の用途を田から農業用施設用地として変更し転用することとなります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路及び宅地、東側は道路、西側は雑種地、南側は道路を挟んで原野と田に接しておりますが、こちらの隣接農地の●●●さんから隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの図面のとおり、来客用兼事業用駐車場として2.5m×5mの駐車場5台分、75㎡を整備します。

造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下で東側の既存農業用排水路へ放流させ、汚水の発生はありません。なお、雨水の農業用排水路への放流については、地元の●●●水利組合から水利権者承諾書も提出されており適当です。

被害防除計画ですが、コンクリート畦畔の高さまで盛土を行い、砂利を5cm敷砂を敷き均して整地を行うため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 9月3日に事務局の方2名と●●●委員、●●●推進委員と現地調査をいたしました。内容については、事務局の説明のとおりでございます。こちらの案件については、●●●の地域おこし協力隊の●●●さんが、●●●でこれから観光農園事業を行っていくために、体験に来られたお客さん用の駐車場を整備されるものです。

今回、隣接する空き家も購入され、体験される方の休憩場所や作業場として管理されていかれるそうですが、この建物の周りには駐車スペースを確保できる土地が無いことから、観光農園に近くて便利な場所に来客駐車場を設けようというものなので、いたしかたないと思っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第66号「農地賃借料情報の提供について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第66号「農地賃借料情報の提供について」を説明します。

こちらの賃借料情報の提供について、前回の総会でも審議をしていただいたものでございますが、計算に誤りがございましたので、再度議案に上げさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。前回の総会で●●●委員さんに、田の部、●●●地域の最高額が26,000円ということで、突出して高額になっているがこれはこういった内容の貸し借りなのかというご質問をいただきましたが、この26,000円という金額が間違っておりました。田の部、●●●地域の最高金額を、26,000円から17,400円に訂正させていただいております。それ以外誤りはございませんでしたので、前回と同じ数値となっております。ちなみに、この10アールあたり17,400円の●●●地域最高額の事例は、●●●の方で2筆あわせて約1,500㎡の利用権設定で、小作料が2筆あわせて米120kgというものです。120kgをお金で換算すると60kgあたり13,000円となります。また畑の部では、●●●の最高額が24,600円と高額になっていますが、これは●●●あたりの農地で、約2,600㎡の畑で、小作料が65,000円という事例でございます。ビニールハウスなどは立っていません。以上訂正をさせていただいております。議案第66号の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第66号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第67号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第67号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は11ページです。

第1項、萩市1筆で、合計988㎡です。賃借人は、●●●さんで、賃貸人は、●●●さんです。解約後は、●●●さんが保全管理をされるご予定です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第67号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第68号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第68号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は13ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

9月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西990mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は72㎡です。こちらは先ほどの●●●の転用地がこちらで、その隣の場所になっております。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和55年に分筆した当時から、水路を挟んで隣接する農地への進入路として利用しており、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、申請地は砂利敷きの進入路として長年利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

9月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

こちらも先ほどの●●●の第3条の●●●さんの案件の土地となっております。

申請地は、●●●から北東630mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は4.59㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和58年に分筆され、隣接地の●●●とともに通路として利用しているということです。

本調査によると、申請地は砂利敷きの通路として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

9月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は1,046㎡です。こちらは●●●号線から●●●に入っていった所でございます。

申立てによると、申請地は20年以上前から畑として耕作しておらず、現状は雑木が生い茂っており、山林化しているということです。

本調査によると、申請地は雑木の繁茂により山林原野化しており、

農地としての現況をとどめていないので、非農地として認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第4項について説明いたします。

9月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西140mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は39㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は父が取得後、昭和61年頃に併設地に倉庫を建築して以降、倉庫敷地及び庭として利用しており、農地として利用していないということです。

本調査によると、申請地には、砂利や小石が敷かれ庭木等が植えられており、農地としての現況をとどめていないので、非農地として認定したものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案68号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年9月16日

萩市農業委員会会長

片岡 華雄

委員

岡崎 弘明

委員

矢次 利典